

保育料の補助制度があります

(令和6年度ひょうご保育料軽減事業のご案内)



兵庫県では、子育て世帯の経済的支援のため、0歳～2歳のお子さんの保育料を補助します。
(保育施設が対象者の保育料を軽減した場合、その軽減額を県から保育施設へ補助する制度です)

対象者(すべてに当てはまる子ども)

詳細はこちら →
(対象者確認フロー)



- 兵庫県内に住所がある
- 対象施設(県内にある認可外の事業所内保育施設、企業主導型保育事業)を利用している
または、令和6年4月以降に利用していた
※一時預かりでの利用や、認可保育所等と併用している(併用していた)場合は対象外です。
- 生年月日が令和3年4月2日以降
- 保護者(父・母)の市民税または町民税所得割額の合計が次の額未満
※市民税または町民税が分かる書類や確認方法は裏面をご覧ください
※住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)や寄附金税額控除(ふるさと納税の寄附控除)などの税額控除を受けている場合は、
所得割額+税額控除額(調整控除は除く)で判定します。

対象施設を利用している子ども	右記以外の世帯	ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯	参考 あくまで目安です。 必ず所得割額をご確認ください
第1子	57,700円未満	77,101円未満	年収約360万円未満
第2子以降	155,500円未満	169,000円未満	年収約640万円未満

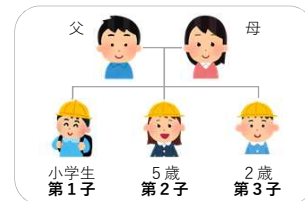
<利用月と所得制限の対象期間>

4月～8月利用分はR5年度、9月～3月利用分はR6年度の市民税・町民税所得割額で判定します。

利用月	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3
所得制限	R5年度 市民税・町民税所得割額 (R4年の所得に課税された住民税)						R6年度 市町民税・町民税所得割額 (R5年の所得に課税された住民税)					

<第1子、第2子...の数え方>

- ・ 保護者と生計を一にする(保護者が扶養している)子どものうち、年齢が上の子どもから順に第1子、第2子...と数えます。
- ・ 2人以上の子どもが対象の保育施設を利用している場合は、その子どもごとに上記の所得割額で対象となるか判定します。



- 非課税世帯(市民税または町民税所得割額・均等割額とも0円)ではない
または、非課税世帯に該当するが、利用施設が令和6年10月以降、無償化の対象ではない
※無償化対象施設は、施設が所在する市町のHPからご確認いただけます。

補助額

次の①～③を比較して最も低い額 × 対象施設の在園月数を補助します。

- ①月額保育料－5,000円
- ②補助上限額(第1子10,000円、第2子以降15,000円)
- ③月額保育料×1/2

※補助額に100円未満の端数が出た場合は切り捨てます ※保育料が月額5,000円以下の場合は対象外です

【例】・保育料が月額24,000円 ⇒ 第1子の場合10,000円/月、第2子以降の場合12,000円/月
・保育料が月額9,000円 ⇒ 第1子、第2子以降どちらも4,000円/月

対象期間

令和6年4月～令和7年3月の間で対象施設に在園する期間(途中入園、途中退園も対象です)

申請するには

次の書類を、利用している施設へ提出してください。 **施設への提出期限： 月 日()**

- ① 申請書（県HP、各施設にあります）
- ② 世帯全員の住民票のコピー または 健康保険証のコピー
- ③ 保護者の令和5年度と令和6年度の市民税または町民税の所得割額が分かる書類のコピー
<該当する世帯のみ>
- ④ひとり親、在宅障害児(者)のいる世帯を証明する書類のコピー
- ⑤税額控除に関する申立書、兄弟に関する申立書（様式は県HPにあります）



申請書 記入例

市民税または町民税の所得割額が分かる書類

①～③のいずれかの書類で、令和5年度・令和6年度の2か年分が必要です。

源泉徴収票や確定申告書、住民税の領収書などは、所得割額が記載されていないため代用できません。また、通知書の名称や書式は、発行した市町によって異なります。

- ① サラリーマン、公務員などの給与所得者
⇒ **市民税(町民税)・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)**
※毎年5月下旬～6月頃に勤務先から配布されます
- ② 自営業者など
⇒ **市町民税(町民税)・県民税納税通知書(課税明細書)**
※毎年5月下旬～6月頃に市・町から自宅へ郵送されます
- ③ ①または②の書類が手元にない方 ⇒ **課税証明書**
※お住まいの市・町の窓口などで発行(手数料がかかることがあります)。発行方法は市町へお問い合わせください。



書式例や所得割額の確認方法はこちら →

Q & A

<対象者について>

Q: 令和5年度の所得割額は所得制限未満ですが、令和6年度は超えています。対象になりますか？

A: 4～8月に利用した分の保育料のみ補助の対象になります。

<申請書類・添付書類について>

Q: 今年の9月に入園しました。申請には、令和5年度の税額通知書も必要ですか？

A: 令和6年9月～令和7年3月利用分は、令和6年度の市民税または町民税所得割額で対象となるか判定しますので、令和5年度の書類は不要です。

<その他>

Q: 軽減された保育料はいつ戻ってきますか？

A: 保護者様への還付等は施設から行いますので、利用している施設へお問い合わせください。



そのほかのよくある質問はこちら →

問い合わせ先

兵庫県こども政策課 こども企画班

<受付時間> 平日9:00～12:00、13:00～17:30

TEL: 078-341-7711(県庁代表) 内線2870



お問い合わせフォーム

本事業は財源の一部に法人県民超過課税を活用し実施しています。